

## 定 款

## 第 1 章 総 則

## (目的)

第1条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備および開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大および農業構造の改善に資することを目的とする。

## (名称および認可番号)

第2条 この土地改良区は、神安土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は、大阪第18号である。

## (地 区)

第3条 この土地改良区の地区は、次に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

市 名	地 区 名	地 域
高 橋 市	[五領地区]	神内2丁目(一部)、上牧北駅前町、上牧町1・2(一部)・3~5丁目、梶原中村町、五領町、梶原3(一部)・4・5(一部)・6(一部)丁目、井尻1・2丁目、道鵜町1~6丁目、萩之庄2(一部)・3~5丁目、前島1~5丁目、野田東1・2丁目、東天川4・5丁目 以上の田畠・原野・採草地・雑種地
	[大冠、磐手地区]	野田1・2・4丁目、東天川1~3丁目、宮野町、緑町(一部)、永楽町、上本町(一部)、八幡町(一部)、城東町、藤の里町、天川新町、須賀町、日向町、松川町、春日町、土橋町(一部)、城南町2~4丁目、下田部町1(一部)・2丁目、西冠1~3丁目、若松町、辻子1~3丁目、大冠町1~3丁目、東和町、深沢町1丁目、深沢本町、登町、堤町、北大樋町、南大樋町、竹の内町、大塚町1~5丁目、番田1・2丁目 以上の田畠・原野・採草地・雑種地
	[如是、富田地区]	津之江町1(一部)・2丁目、芝生町1・2(一部)・3・4丁目、寿町1~3丁目、栄町1~4丁目、北柳川町、柳川町1・2丁目、西町、川添町1・2丁目、牧田町 以上の田畠・原野・採草地・雑種地
	[三箇牧地区]	唐崎北1~3丁目、唐崎中1~4丁目、唐崎南1~3丁目、大字唐崎、唐崎西1・2丁目、玉川1~4丁目、西面北1・2丁目、西面中1・2丁目、西面南1~4丁目、三箇牧1・2丁目、三島江1~4丁目、大字三島江、柱本1~7丁目、柱本新町、柱本南町 以上の田畠・原野・採草地・雑種地
茨 木 市	[三島地区]	橋の内1・3丁目、鮎川1~5丁目、白川1丁目、中津町、大池2丁目、中村町 以上の田畠・原野・採草地・雑種地
	[玉島地区]	五十鈴町、桑田町、寺田町、大同町、星見町、学園南町、新堂1~3丁目、目垣1~3丁目、南目垣1~3丁目、平田1・2丁目、玉島1・2丁目、野々宮1・2丁目、島1~4丁目、東野々宮町、宮島1~3丁目 以上の田畠・原野・採草地・雑種地
	[玉櫛、茨木地区]	玉瀬町、並木町、水尾1~4丁目、若園町、玉櫛1・2丁目、真砂1~3丁目、真砂玉島台、新和町、小柳町、沢良宜東町、横江1・2丁目、沢良宜浜1~3丁目、高浜町(一部)、末広町、主原町、舟木町、稻葉町 以上の田畠・原野・採草地・雑種地

摂津市	[鳥飼地区]	鳥飼上1~5丁目、鳥飼中1~3丁目、鳥飼下1~3丁目、鳥飼八町1・2丁目、鳥飼新町1・2丁目、鳥飼銘木町、鳥飼本町1~5丁目、鳥飼野々1・3丁目、鳥飼西1~4丁目、鳥飼和道1・2丁目、鳥飼八防1・2丁目 以上の田畠・原野・採草地・雑種地
	[味生地区]	新在家1・2丁目、西一津屋、一津屋1~3丁目、東一津屋、東別府1~5丁目、別府1~3丁目、南別府町、浜町 以上の田畠・原野・採草地・雑種地
	[味舌、三宅地区]	南千里丘、正雀2・4丁目、三島2・3丁目、鶴野1~4丁目、学園町1・2丁目 以上の田畠・原野・採草地・雑種地
吹田市	[岸部、吹田、豊津地区]	南正雀1(一部)・4丁目、南清和園町(一部)、川岸町(一部)、南吹田1・2・5(一部)丁目、南金田2丁目(一部)、江坂町1丁目(一部)、豊津町(一部)、広芝町(一部)、江の木町(一部) 以上の田

## (事業)

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約および利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

- (1) 淀川・安威川より引水するかんがい施設・全用水区域に送水するかんがい施設のうち、次に掲げる施設およびこれに関連する施設の改修ならびに維持管理
- (2) 市以上に跨るもの  
幹線用水路・別府支線用水路

## (高槻市)

合同水路・唐崎水路・唐崎北水路・三島江柱本水路・玉川用水路・防災水路・西面西水路・三島江中水路・墓路水路・河原水路・経田水路・佃水路・大南水路・立縄手水路・東今切水路・桑井田水路・竹樋水路・羽口水路・木戸口水路・切ノ浦水路・新田水路・西面南水路・三箇牧地区用水管・土井ノ内水路・唐崎北地区用水管・五反田南支線水路・釜中水路・梅田水路・六反田用水管・五井ノ庄地区水路・西面用水管・川原水路・神子田水路・西面北地区水路(大坪水路・柿ノ木水路)・土井ノ後水路・河原支線水路・今縄手水路・西面西用水管・中曾根水路・西ノ口水路・浮ヶ町水路

## (茨木市)

二階堂水路・平田用水路・島用水路・北川用水路・鮎川用水管・野亀用水路・東条水路・島支線用水路・竹花水路・野々宮支線用水路・北条用水路・野々宮東水路・玉島用水管・菱川用水管・横江用水管・目垣用水管・町田水路・真砂東用水管・二の坪水路・桑田用水管・菱川用水管路・沢良宜浜用水管・目垣水路・十一中水路・中条水路・内瀬用水管・八の坪水路・鮎川上用水管・島用水管・野々宮西水路・真砂玉島用水管

## (摂津市)

八町用水路・味舌用水路・別府用水路・味生用水路・一の坪用水路・吹田調整池・溝ノ口用水管・鳥飼上地区伏越・鳥飼北部用水管

## (吹田市)

馬廻水路・岸部用水管

- (2) 神崎川・安威川へ排水する排水施設のうち、次に掲げる施設およびこれに関連する施設の改修ならびに維持管理

## (2) 市以上に跨るもの

幹線排水路・番田水路・三箇牧水路・柳川水路

## (高槻市)

五反長水路・五反田北水路・明治水路・五反田南水路・実正水路・唐崎排水路  
 ・三島江排水路・柱本排水路・西面排水路・津之江水路・西面東水路・小樋ヶ口  
 南水路

## (茨木市)

鮎川水路・高瀬川水路・北川排水路・目垣排水路・十丁畷水路・浅川水路・  
 内瀬水路・沢良宜東水路・玉島排水路・目垣北水路・星見水路・権保水路・沢良  
 宜水路・鮎川排水管路

## (摂津市)

鳥飼水路・新在家水路・鶴野水路・味舌水路・鳥飼三箇牧水路・別府古川水路  
 ・味生排水路・別府排水路・鳥飼南水路・別府東水路・沖水路・菖原水路・二線  
 水路・一線水路・河原樋水路・溝の口水路・水神木水路・鳥飼北部排水管

## (3) 前各号に掲げる施設の災害復旧事業

- 2 この土地改良区は、前項第1号および第2号の事業に附帯し、その事業を害さない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。
- 3 この土地改良区は、大阪府営土地改良事業によって造成され、引き渡された施設については、良好な管理を行う。
- 4 この土地改良区は、第1項第1号および第2号の附帯事業として団体営土地改良事業を行う。
- 5 この土地改良区は、第3条に規定する地区内において地方公共団体等が事業を実施する場合、第1項第1号および第2号に規定する土地改良事業に附帯して、その事業の一部または全部を受託することができる。
- 6 この土地改良区は、第1項第1号および第2号の事業に附帯し、管理する施設の機能発揮や維持保全を図る上で支障となる状況の耕作放棄地の保全管理を行うことができる。
- 7 この土地改良区は、第1項第1号および第2号の事業に附帯して発電事業を行うことができる。

## (事業所の所在地)

第5条 この土地改良区の事務所は、大阪府茨木市双葉町12番22号に置く。

## (公告の方法)

- 第6条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場およびこの土地改良区の地区の属する市の事務所の掲示場に掲示してこれをする。
- 2 前項の公告の内容は、特に必要があるときは、書面をもって組合員に通知し、または毎日・朝日・読売および産経の4新聞に掲載するものとする。

## 第 2 章 会 議

## (総代会)

第7条 この土地改良区に総会に代わるべき総代会を設ける。

## (総代会の定数)

第8条 総代の定数は、52人とする。

## (総代の選挙)

第9条 総代は、組合員が総会外においてこれを選挙する。

- 2 この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、附属書「総代選挙規程」で定める。

(総代の任期)

第10条 総代の任期は、4年とし、総選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。ただし、土地改良法（昭和24年法律第195号、以下「法」という。）第23条第4項において準用する法第29条の3第1項の規定による改選ならびに法第136条の規定による選挙または当選の取消による選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

- 2 前項ただし書きに規定する選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書きの規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(総代の失職)

第11条 総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

(通常総代会の時期)

第12条 この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度1回3月とする。

(組合員の請求による会議招集)

第13条 組合員が、組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項および招集の理由を示して、書面により総代会の招集を請求したときは理事は、その請求があった日から20日以内に総代会を招集しなければならない。

第13条の2 総代会に出席することができない総代は、規約の定めるところにより、あらかじめ通知した事項について、書面で議決権を行うことができる。

- 2 書面により議決権を行おうとする総代は、あらかじめ通知のあった事項について、書面にそれぞれ賛否を記載し、これに署名または記名押印の上、総代会の会日の前日（通知で別に定めたときは、その時）までにこの土地改良区に提出しなければならない。

(議決方法の特例等)

第14条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定および変更、土地改良事業の廃止、役員の改選、規約の設定、変更および廃止、利水調整規程の設定、変更および廃止ならびに合併および解散、その他重要な事項を除いて急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第15条 経費の收支予算を議案の全部または一部とする総代会を招集して、総代の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は、経常経費の收支予算ならびにこれに伴う賦課金および夫役現品の賦課徴収の時期および方法に限り、総代の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決ることができる。

(議長および副議長)

第16条 総代会の議長1人および副議長1人は、総代会で選出し、任期はその総代会から総代の任期満了日までとする。

- 2 副議長は、議長に事故があるときは、その職務を代理し、議長が欠けたときは、その職務を行う。  
3 議長および副議長がともに事故あるときは、当該総代会において臨時に議長の選任を行うことができる。ただし、その任期は当該総代会のみとする。  
4 議長または副議長が欠けたときは、直近の総代会においてその選任を行い、その任期は前任者の残任期間とする。

第 3 章 役 員

(役員の定数)

第17条 この土地改良区の役員定数は、理事13人および監事3人とする。

- 2 前項の理事定数のうち3人は、組合員でない者とする。  
3 第1項の監事定数のうち1人は、法第18条第6項各号の全てに該当する者とする。

(役員の選挙)

第18条 役員は、総代が総代会において選挙する。

2 この定款に定めるもののほか、役員の選挙に関し必要な事項は、附属書「役員選挙規程」で定める。

(理 事 長)

第19条 理事は、理事長1人を互選するものとする。

2 理事長の勤務日は、規約により定める。

第20条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときその職務を行う。

(事務の決定)

第21条 この土地改良区の事務は、理事の過半数により決するものとする。

ただし、規約の定めるところにより、軽易な常務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第22条 監事は、少なくとも毎事業年度2回この土地改良区の業務および財産の状況を監査し、その結果につき総代会および理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

(役員の任期等)

第23条 役員の任期は4年とし、総選挙により選挙された役員の就任の日から起算する。

ただし、法第29条の3第1項および第134条第2項の規定による改選、ならびに法第136条の規定による選挙または当選の取り消しによる選挙によって選挙される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

2 前項ただし書きに規定する選挙が、役員の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書きの規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(役員の失職)

第24条 理事または監事がその被選挙権を失ったとき、または、その所属する被選挙区を異動したときは、その職を失う。

## 第 4 章 経 費 の 分 担

(経費分担の基準)

第25条 第4条第1項第1号の事業に要する経費に充てるための賦課金および夫役現品は、予算の定めるところにより、当該事業の受益に係る土地につき、地積割に賦課することができる。

2 第4条第1項第2号の事業に要する経費に充てるための賦課金および夫役現品は、予算の定めるところにより、当該事業の受益に係る土地につき、地積割に賦課することができる。

3 第4条第1項第3号の事業に要する経費に充てるための賦課金および夫役現品は、予算の定めるところにより、当該事業の受益に係る土地につき、地積割に賦課することができる。

4 第4条第4項の事業に要する経費に充てるための賦課金および夫役現品は、予算の定めるところにより、当該事業の受益に係る土地につき、地積割に賦課することができる。

5 前4項の規定にかかわらず、各事業に共通する本区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき、地積割に賦課することができる。

(負担金および分担金)

第26条 この土地改良区は、法第91条の規定に基づき、次に掲げる事業の分担金を負担する。

(1) 大阪府営土地改良事業

2 前項の分担金に充てるための負担金は、次に掲げる基準によるものとする。

区分	用排水施設等整備事業三島平野北部地区	
	幹線排水路	番田水路
高槻市	総負担額の39.6%	総負担額の60.8%
茨木市	総負担額の39.2%	総負担額の35.2%
摂津市	総負担額の17.2%	—
土地改良区	総負担額の4%	

(賦課徴収の方法)

第27条 第25条の規定による賦課金または夫役現品の賦課徴収の時期および方法、ならびに夫役現品の金銭換算の基準は、総代会で定める。

(夫役の履行)

第28条 夫役を賦課された者は、その便宜に従い、本人自らこれにあたり、または代人をもつてこれを履行することができる。

2 前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

(特別徴収金)

第29条 法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)第47条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収することができる。

第30条 この土地改良区は、法第91条の2の規定に基づき、大阪府営土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。

2 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収することができる。

(督促)

第31条 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を発してこれをするものとする。

(過怠金)

第32条 第25条および第29条ならびに第30条の規定により賦課された賦課金または夫役現品につき、これを滞納し、または定期内に履行せず、もしくは夫役現品に代わるべき金銭を納めない場合には、その納期限の翌日から納付または納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6% (当該納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間については年7.3%) の割合に乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付、または納入しなければならない。督促状を発した場合には督促手数料として、封書切手相当額を過怠金として徴収する。

2 前項の延滞金、または過怠金を市町が処分する場合には、さらにその徴収金額の100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。

3 前2項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

## 第 5 章 雜 則

## (係および委員会)

第33条 この土地改良区の事務を分担させるために、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として係を置く。

- 2 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く。
- 3 理事会は、前2項に規定する各係、または各委員会ごとに担当理事を定める。

## (顧 問)

第34条 この土地改良区に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、農業水利に関して学識経験のある者を理事会の承認を得て理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事・監事の諮問に応じて意見を述べるとともに、理事会等に出席し意見を述べることができる。

## (加 入 金)

第35条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。

- 2 前項の加入金の金額は、1平方米につき金10円の範囲内において総代会の議決により定める。

## (賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第36条 前条の規定による加入金、法第42条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭については、第32条の規定を準用する。

## (基本財産および基金)

第37条 この土地改良区に基本財産および基金を設けることができる。

- 2 前項の基本財産の設定、管理および処分に関しては規約で定める。
- 3 第1項の基金の設置、管理および処分に関しては規程で定める。

## (財産の分配の制限)

第38条 この土地改良区の財産については、解散（合併の場合を除く。）のときでなければ組合員に分配することができない。

## (事業年度)

第39条 この土地改良区の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## (電磁的方法)

第40条 この定款の規定により、書面を交付することとされる通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

- 2 この定款の規定により、作成、保存または縦覧を行う書面については、規約の定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。

## (委 任)

第41条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

## 附 則

この定款は、昭和26年4月1日より施行する。

第1条 この土地改良区の設立当時の理事及び選挙による監事は、この定款の規定にかかわらず土地改良法第18条の規定に基づき申請人の選任するところによる。

第2条 神安普通水利組合の職員は、この土地改良区の職員としてそのまま引継ぎ給与及び退職ならびに死亡、給与規程及び退隠料規程等は、神安普通水利組合の規程を準用し理事会の承認を受けなければならない。

第3条 この土地改良区の総代選挙の投票区数は、第8条の選挙区数に同じ。

附 則

1. この変更定款は、昭和27年4月1日より施行する。

附 則

1. この変更定款は、昭和28年4月1日より施行する。

附 則

1. この変更定款は、昭和29年4月1日より施行する。

附 則

1. この変更定款は、昭和33年4月1日より施行する。

附 則

1. 第3条を抹消する。

2. この変更定款は、昭和35年4月1日より施行する。

附 則

1. この変更定款は、昭和36年4月1日より施行する。

附 則

1. この変更定款は、昭和38年4月1日より施行する。

附 則

1. この変更定款は、昭和39年4月1日より施行する。

附 則

1. この変更定款は、昭和40年10月1日より施行する。

附 則

1. この定款は、昭和41年4月1日より施行する。

2. この定款変更中第16条および役員選挙規程第2条の規定の変更は、現任役員の任期満了その他の事由による次期の総選挙のときから施行するものとし、それまではなお従前の例による。

附 則

1. この変更定款は、昭和46年4月1日より施行する。

2. 神安普通水利組合の職員は、この土地改良区の職員としてそのまま引継ぎ、給与及び退職並びに死亡、給与規程及び退隠料規程等は、神安普通水利組合の規程を準用し、理事会の承認を受けなければならない。

3. 総代の定数の変更及び各選挙区において選挙すべき総代の定数の変更は、次の総選挙から実施する。

附 則

1. この変更定款は、昭和48年4月1日より施行する。

附 則

1. この変更定款は、昭和49年4月1日より施行する。

附 則

1. この変更定款は、昭和50年4月1日より施行する。

附 則

1. この変更定款は、昭和51年4月1日より施行する。

附 則

1. この変更定款は、昭和51年9月1日より施行する。

附 則

1. この変更定款は、昭和52年4月1日より施行する。

附 則

1. この変更定款は、昭和53年4月1日より施行する。

## 附 則

1. この変更定款は、昭和53年9月1日より施行する。

## 附 則

1. この変更定款は、昭和54年4月1日より施行する。

## 附 則

1. この変更定款は、昭和54年9月1日より施行する。

## 附 則

1. この変更定款は、大阪府の認可の日より施行する。 (昭和55年3月31日認可  
大阪府指令耕第7-14号)

## 附 則

1. この変更定款は、大阪府の認可の日より施行する。 (昭和56年5月9日認可  
大阪府指令耕第3-10号)

## 附 則

1. この変更定款は、大阪府の認可の日より施行する。 (昭和57年4月17日認可  
大阪府指令耕第4-1号)

## 附 則

1. この変更定款は、大阪府の認可の日より施行する。 (昭和57年10月27日認可  
大阪府指令耕第4-12号)

## 附 則

1. この変更定款は、大阪府の認可の日より施行する。 (昭和58年4月4日認可  
大阪府指令耕第4-15号)

## 附 則

1. この変更定款は、大阪府の認可の日より施行する。 (昭和59年10月22日認可  
大阪府指令耕第188-5号)

## 附 則

1. この変更定款は、大阪府の認可の日より施行する。 (昭和60年4月10日認可  
大阪府指令耕第188-8号)

## 附 則

1. この変更定款は、大阪府の認可の日より施行する。 (昭和60年10月30日認可  
大阪府指令耕第6-18号)

## 附 則

1. この変更定款は、昭和63年4月1日から施行する。

## 附 則

1. この変更定款は、大阪府の認可の日より施行する。 (昭和63年4月18日認可  
大阪府指令耕第11-21号)

## 附 則

1. この変更定款は、大阪府の認可の日より施行する。 (平成元年4月21日認可  
大阪府指令耕第7-2号)

## 附 則

1. この変更定款は、大阪府の認可の日より施行する。 (平成2年4月6日認可  
大阪府指令耕第8-1号)

## 附 則

1. この変更定款は、大阪府の認可の日より施行する。 (平成3年5月14日認可  
大阪府指令耕第7-3号)

## 附 則

1. この変更定款は、大阪府の認可の日より施行する。 (平成4年6月3日認可  
大阪府指令耕第9-3号)

## 附 則

1. この変更定款は、大阪府の認可の日より施行する。 (平成5年3月31日認可  
大阪府指令耕第9-18号)

附 則

1. この変更定款は、大阪府の認可の日より施行する。(平成6年4月4日認可  
大阪府指令耕第9-13号)

附 則

1. この変更定款は、大阪府の認可の日より施行する。(平成6年10月5日認可  
大阪府指令耕第9-9号)

附 則

1. この変更定款は、大阪府の認可の日より施行する。(平成8年10月4日認可  
大阪府指令耕第8-10号)

附 則

1. この変更定款は、平成9年4月1日より施行する。(平成9年4月2日認可  
大阪府指令農振整第14-1号)

附 則

1. この変更定款は、平成10年9月1日より施行する。(平成10年10月14日認可  
大阪府指令農振整第8-7号)

附 則

1. この変更定款は、平成11年4月1日より施行する。(平成11年4月6日認可  
大阪府指令農振整第8-2号)

附 則

1. この変更定款は、平成12年4月1日より施行する。  
(平成12年4月7日認可大阪府指令農振整第41号)

附 則

1. この変更定款は、平成12年9月1日より施行する。  
(平成12年10月6日認可大阪府指令農政第1137号)

附 則

1. この変更定款は、平成13年4月1日より施行する。  
(平成13年7月6日認可大阪府指令農政第741号)

附 則

1. この変更定款は、大阪府の認可の日より施行する。(平成14年10月1日認可  
大阪府指令農政第1680号)

附 則

1. この変更定款は、大阪府の認可の日より施行する。(平成15年4月15日認可  
大阪府指令農整第1004号)

附 則

1. この変更定款は、大阪府の認可の日より施行する。(平成15年10月10日認可  
大阪府指令農整第1724号)

1. 第8条の規定は次期総代の総選挙、第16条の規定は次期役員の総選挙のときから実施するものとし、それまではなお従前の例による。

附 則

1. この変更定款は、大阪府の認可の日より施行する。(平成16年3月30日認可  
大阪府指令農整第2251号)

附 則

1. この変更定款は、大阪府の認可の日より施行する。(平成18年4月7日認可  
大阪府指令農整第1012号)

附 則

1. この変更定款は、大阪府の認可の日より施行する。(平成19年4月12日認可  
大阪府指令農整第1043号)

附 則

1. この変更定款は、大阪府の認可の日より施行する。(平成21年4月2日認可  
大阪府指令農整第2386号)

## 附 則

1. この変更定款は、大阪府の認可の日より施行する。(平成22年3月25日認可  
大阪府指令農整第2084号)

## 附 則

1. この変更定款は、大阪府の認可の日より施行する。(平成24年5月8日認可  
大阪府指令農整第1140号)

1. 第8条の規定は次期総代の総選挙のときから実施するものとし、それまでは、なお従前の例による。

## 附 則

1. この変更定款は、大阪府の認可の日より施行する。(平成25年4月22日認可  
大阪府指令農整第1114号)

## 附 則

1. この変更定款は、大阪府の認可の日より施行する。(平成26年4月 7日認可  
大阪府指令農整第2729号)

## 附 則

1. この変更定款は、大阪府の認可の日より施行する。(平成27年5月 8日認可  
大阪府指令農整第1100号)

## 附 則

1. この変更定款は、大阪府の認可の日より施行する。(平成28年4月28日認可  
大阪府指令農整第1089号)

## 2. 第29条 延滞金の割合の見直しに関する特例

平成27年1月1日以後の期間における、第29条第1項に定める延滞金の率14.6%は特例基準割合1.8%に年7.3%を加算した割合とする。また当該納期限の翌日から1ヶ月を経過するまでの期間について年7.3%とあるものについては、特定基準割合1.8%に年1.0%を加算した割合とする。

## 附 則

1. この変更定款は、大阪府の認可の日より施行する。(平成29年4月7日認可  
大阪府指令農整第2118号)

## 附 則

1. この変更定款は、大阪府の認可の日より施行する。(平成30年5月14日認可  
大阪府指令農整第1156号)

## 附 則

1. この変更定款は、大阪府の認可の日より施行する。(令和元年6月11日認可  
大阪府指令農整第1281号)

## 2. 第29条 延滞金の割合の見直しに関する特例

平成31年1月1日以後の期間における、第32条第1項に定める延滞金の率14.6%は特例基準割合1.6%に年7.3%を加算した割合とする。また当該納期限の翌日から1ヶ月を経過するまでの期間について年7.3%とあるものについては、特定基準割合1.8%に年1.0%を加算した割合とする。

## 附 則

1. この変更定款は、大阪府の認可の日より施行する。(令和2年4月14日認可  
大阪府指令農整第1021号)

## 附 則

1. この変更定款は、大阪府の認可の日の翌月 1 日より施行する。(令和3年3月26日認可  
大阪府指令農整第2153号)

## 附 則

1. この変更定款は、大阪府の認可の日より施行する。(令和3年10月11日認可  
大阪府指令農整第1704号)

附 則

1. この定款の一部改正は、大阪府の認可日から施行する。（令和4年6月20日認可  
大阪府指令農整第1239号）

2. 第32条 延滞金の割合の見直しに関する特例

令和4年1月1日以後の期間における、第32条第1項に定める延滞金の率14.6%は特例基準割合1.4%に年7.3%を加算した割合とする。また当該納期限の翌日から2ヶ月を経過するまでの期間について年7.3%とあるものについては、特例基準割合1.4%に年1.0%を加算した割合とする。

附 則

1. この定款の一部改正は、大阪府の認可日から施行する。（令和5年4月3日認可  
大阪府指令農整第2231号）